

千葉県消防広域化推進計画



千葉県マスコットキャラクター
「チーバくん」

平成31年3月

千葉県



CHIBAちば

目 次

第1 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1	市町村の消防の広域化の必要性	1
2	本計画における広域化の理念	1
3	県計画再策定の考え方	2

第2 市町村の消防の現況及び将来の見通し

1	平成20年の計画策定後の状況	3
2	消防の現況	4
3	消防の将来見通し	7
4	各消防（局）本部の考え方	9

第3 自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せ

1	広域化推進の基本的方向	10
2	国の指針に基づく広域化対象市町村の考え方	11
3	広域化対象市町村と重点地域の指定	12
4	対象市町村と広域化協議を検討する地域	14

第4 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置

1	広域化を推進するための体制の整備	20
2	住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等	20
3	市町村への県の支援等	20

第5 広域化後の消防の円滑な運営の確保

1	広域化後の消防の体制の整備	21
2	構成市町村等間の関係	21
3	広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策	21
4	広域消防運営計画への記載	21

第6 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保

1	消防団との連携の確保	22
2	防災・国民保護担当部局との連携の確保	22

【参考資料】

- ・消防本部別 管轄人口・面積・消防署所・吏員数
- ・基本指針の一部改正後の本県の状況 千葉県消防広域化推進検討委員会委員

第1 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があります。

これらを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが、極めて有効であると考えられます。

広域化の具体的なスケールメリット

- ① 災害発生時における初動体制の強化
- ② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

上記のスケールメリットにより、消防力の強化による住民サービス向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待されます。

国・都道府県及び市町村が一体となり、消防力の維持・強化に当たって最も有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっており、喫緊の最重要課題となっています。

2 本計画における広域化の理念

本計画における市町村の消防の広域化とは、「消防組織法」及び「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下、「基本指針」という。）に規定されているとおり、2以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することにより、消防の体制の整備及び確立を図るものです。このため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことがあってはならないと考えます。

また、本県において消防の広域化を推進していくにあたっては、市町村、住民、消防関係者の意見を十分に聴きながら、コンセンサスを得る努力をしていきます。

3 県計画再策定の考え方

平成 18 年の消防組織法の改正に伴い「基本指針」が示されました。

同法第 33 条第 1 項では「都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下、「推進計画」という。）を定めるものとする。」と規定されています。

この基本指針に基づき平成 20 年に「千葉県消防広域化推進計画」（以下「旧推進計画」という。）を策定しました。

消防組織法改正及び旧推進計画策定から 10 年以上の歳月が経過し、人口減少の更なる進展など消防を取り巻く環境が変化していることを受け、再度、地域における消防組織のあり方を議論すべきタイミングとして、平成 30 年 4 月 1 日に総務省消防庁から「基本指針の一部改正」が発出され、推進期限が平成 36 年 4 月 1 日に延長されました。

6 年間のうち、初年度である平成 30 年度は、地域で消防体制のあり方を考える期間としており、7 月までに市町村の消防本部において「消防力カード」を作成し、自らの消防力や広域化の必要性を分析、そして 8 月以降、都道府県においてそうした情報を基に、現場・市町村を巻き込んだ話し合いにより推進計画を再策定することとなっています。その上で、平成 31 年度からの 5 年間を実践期間とし、広域化を実現させることとなりました。

再策定する推進計画では、以下に記載する事項を基本とし、広域化が計画的かつ円滑に推進することを目的とするとともに、本推進計画に基づいて、広域化対象市町村の自主的な取組により、消防の広域化が実現することを期待するものです。

なお、平成 20 年 2 月に策定した旧推進計画については、本計画の再策定をもって廃止することとします。

第2 市町村の消防の現況及び将来の見通し

1 平成20年の計画策定後の状況

県では平成20年2月に「千葉県消防広域化推進計画」を策定し、広域化対象市町村の組合せを、県内全市町村を対象として7ブロックの組合せを示しました。今日まで県内の一部地域において広域化の協議が進展しましたが、実現には至りませんでした。

平成20年以降の本県の広域化推進に関連する状況は以下のとおりです。

○ 平成20年度 意見交換会・勉強会の開催

- 5月21日 県庁（千葉、市原）
- 5月22日 西部防災センター（松戸、野田、柏、流山、我孫子）
- 5月26日 北総県民センター（銚子、旭ほか2市、1町、2組合）
- 5月30日 南房総県民センター（館山、鴨川、南房総ほか君津地域4市、1組合）
- 6月3日 北総県民センター（成田、佐倉、四街道ほか3市、4町、2村、4組合）
- 6月5日 船橋市消防局（市川、船橋、習志野、八千代、鎌ヶ谷、浦安）
- 6月10日 東上総県民センター（茂原ほか4市、10町、1村、4組合）
- 8月15日 富津市にて勉強会（君津地域4市、安房郡市広域市町村圏事務組合）

○ 平成21年11月18日 於：富津市民会館

「消防広域化セミナー」千葉県消防長会総務委員会主催 県内消防職員 160名参加

○ 平成22年10月8日 於：千葉県庁

「千葉県消防広域化セミナー」消防庁消防・救急課による概要説明
消防広域化推進アドバイザーによる事例紹介（佐賀広域・浜松市）

○ 平成25年4月 共同指令センター及び消防救急無線デジタル化の運用開始

《主な経緯》

- 平成17年9月 「千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防業務共同運用推進協議会」設置
- 平成20年10月 「千葉県消防指令業務共同運用推進協議会」設置
- 平成20年11月 「共同指令センター整備基本計画」策定（県内を2ブロックに分割）
- 平成22年3月 「共同指令センター運営計画」策定
- 平成23年4月 「消防指令事務協議会」設置（両ブロックで地方自治法に基づく協議会設置）
 - ・千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会
 - ・松戸市ほか5市消防指令事務協議会
- 平成25年4月 「共同指令センター運用開始」
 - ・4月1日 ちば消防共同指令センター
 - ・4月18日 ちば北西部共同指令センター
- 平成28年8月 「松戸市ほか9市消防指令事務協議会」設置（北西部第2期整備）
- 平成32年度 北西部第2期整備の運用開始予定
 - ※北西部第2期整備 平成32年運用開始（6消防本部→10消防本部）
 - 松戸・市川・流山・野田・鎌ヶ谷・浦安・柏・我孫子・八千代・習志野

○ 平成26年度～平成28年度 一部地域で広域化協議が進展したが、実現には至らなかった。

2 消防の現況

(1) 消防体制の状況

本県は、昭和 23 年 3 月の消防組織法の施行を受け、昭和 23 年 11 月に千葉市に消防本部が設置されて以降、順次消防の常備化が進められ、平成 6 年 10 月 1 日の栄町の消防常備化を最後に、県内全ての市町村が、常備消防体制をとっています。

平成 29 年 4 月 1 日現在の県内の常備消防体制は、31 消防本部、89 消防署、117 出張所で、消防吏員数は 8,016 人（平成 30 年消防力カードによる）となっています。

設置主体別にみると、31 消防本部のうち、市町単独で 23 消防本部（22 市 2 町、委託団体含む。）が設置され、一部事務組合によって 8 消防本部（15 市 13 町 1 村）が設置されています。

県内の 1 消防本部あたりの管轄人口を 10 万人単位で分けてみると、10 万人未満が 10 団体、10 万人以上 20 万人未満が 14 団体、20 万人以上 30 万人未満が 2 団体、30 万人以上が 5 団体となっています。

[P23 消防本部別 管轄人口・面積・消防署所・吏員数 参照]

(2) 消防力の実情

消防力カードに基づく県内の消防車両の充足率は、消防ポンプ車（署所管理分）87.1%、はしご車 87.0%、化学消防車 90.0%、救助工作車 86.4%、救急自動車 92.6%となっています。また、消防水利については 76.3%、消防職員 82.0%という結果でした。

下表のとおり、管轄人口規模別にみても、消防本部の規模が大きいほど、各種車両等の充足率が高い傾向にあるものの、まだまだ基準数に満たないことが伺えます。

【管轄人口別 消防ポンプ車等及び消防職員の充足率】

		10 万人未満 (10 団体)	10~20 万人未満 (14 団体)	20 万人以上 (7 団体)	県平均
消防ポンプ車 (署所管理分)	基準数	57 台	136 台	164 台	357 台
	現有数	53 台	119 台	139 台	311 台
	比率	93.0%	87.5%	84.8%	87.1%
はしご自動車	基準数	10 台	24 台	35 台	69 台
	現有数	5 台	21 台	34 台	60 台
	比率	50.0%	87.5%	97.1%	87.0%
化学消防車	基準数	10 台	22 台	18 台	50 台
	現有数	7 台	19 台	19 台	45 台
	比率	70.0%	86.4%	105.6%	90.0%
救助工作車	基準数	11 台	23 台	25 台	59 台
	現有数	11 台	19 台	21 台	51 台
	比率	100.0%	82.6%	84.0%	86.4%
救急自動車	基準数	39 台	93 台	99 台	231 台
	現有数	36 台	85 台	93 台	214 台
	比率	92.3%	91.4%	93.9%	92.6%
消防水利	基準数	13,490 基	26,926 基	27,224 基	67,640 基
	現有数	8,765 基	19,799 基	23,046 基	51,610 基
	比率	65.0%	82.6%	84.7%	76.3%
消防職員	基準数	1,505 人	3,770 人	4,464 人	9,739 人
	現有数	1,143 人	2,938 人	3,902 人	7,983 人
	比率	75.9%	77.9%	87.4%	82.0%

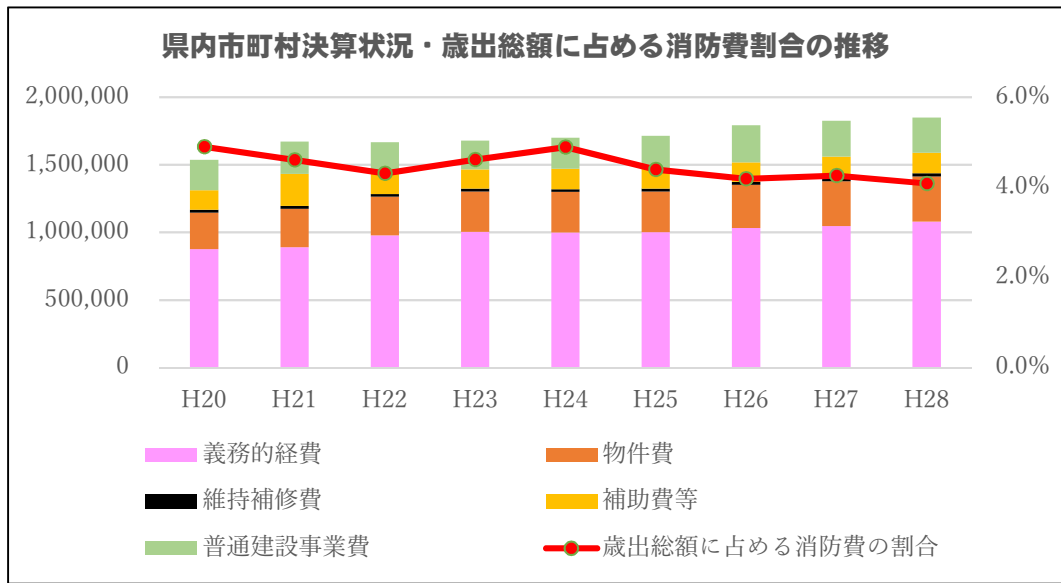
資料：平成 30 年度消防力カード

(3) 市町村・消防本部の財政、人員等の状況

① 財政

市町村財政の一般会計決算額をみると、平成 20 年度では歳出総額約 1 兆 7,560 億円に対し、平成 28 年度では歳出総額約 2 兆 1,680 億円で、約 1.2 倍に増加しています。

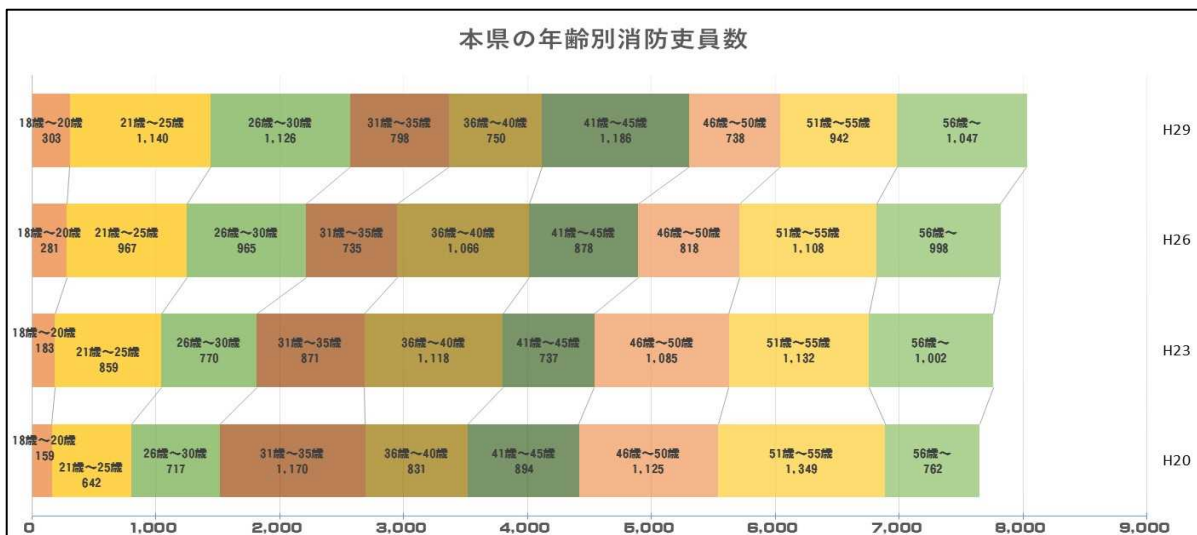
主に義務的経費の中で社会保障等に関する扶助費が増加しており、扶助費決算額をみると平成 20 年度は約 2,560 億円に対し、平成 28 年度は約 5,120 億円とほぼ倍増しています。消防費については 900 億円前後で推移しており、歳出総額に占める割合も約 4～5%の間で推移しています。



資料：市町村財政の状況

② 消防吏員数及び年齢構成

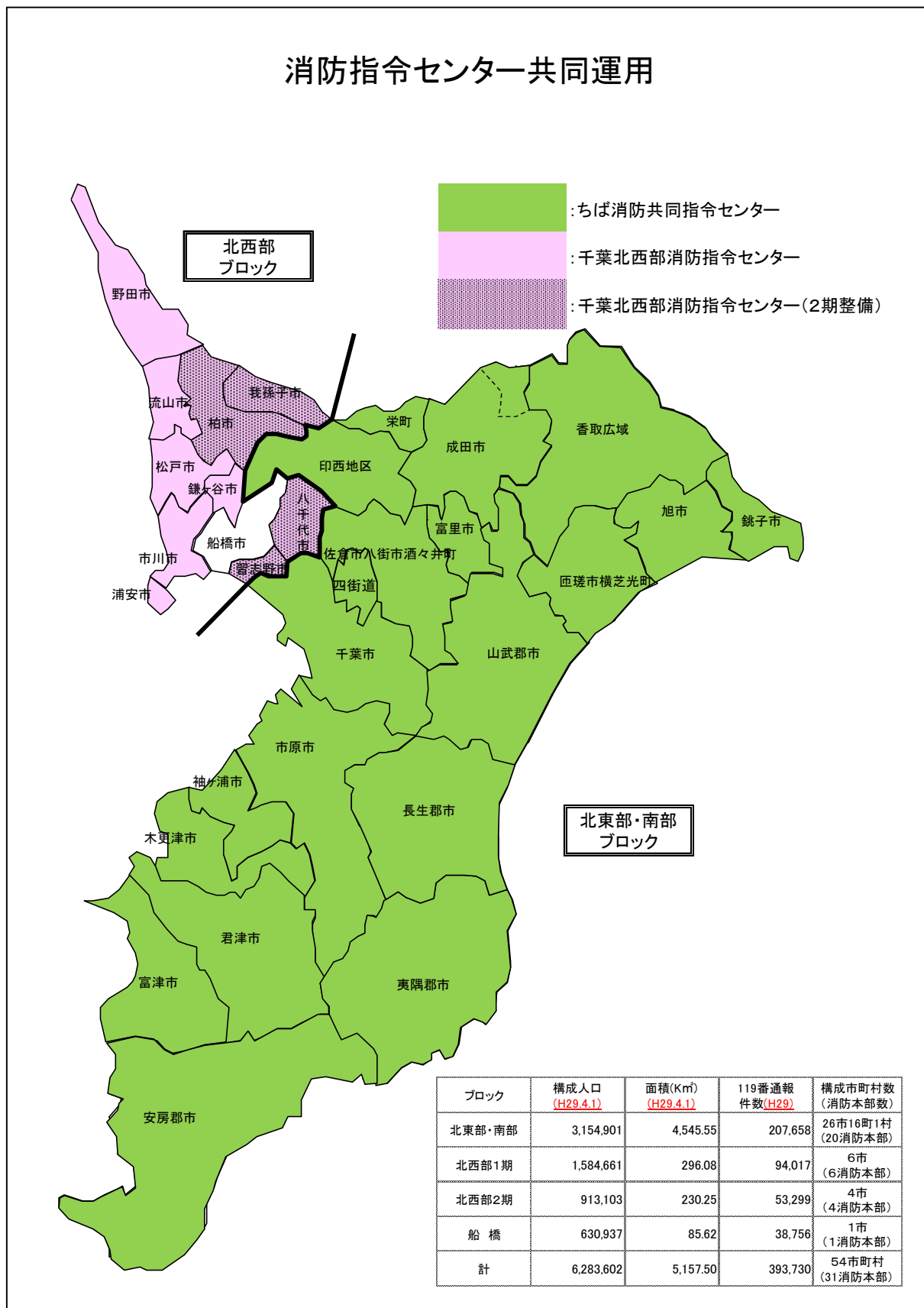
過去 3 年ごとの消防吏員の状況は下表に示すとおりであり、平成 29 年の吏員総数は平成 20 年と比較して 381 人増加しております。平成 29 年は吏員総数 8,030 人に対し、18 歳～30 歳が 2,569 人で全体の 32%、31 歳～40 歳が 1,548 人で 19%、41 歳～50 歳が 1,924 人で 24%、51 歳以上が 1,989 人で 25%の構成となっております。



資料：千葉県消防防災年報

(4) 消防指令センターの共同運用

平成 20 年の県計画策定後、県内を大きく 2 つのブロックに分けた共同指令センターの設置に向け、協議会の設置や各種計画の策定を進め、平成 25 年 4 月から共同指令センターの運用を開始しました。

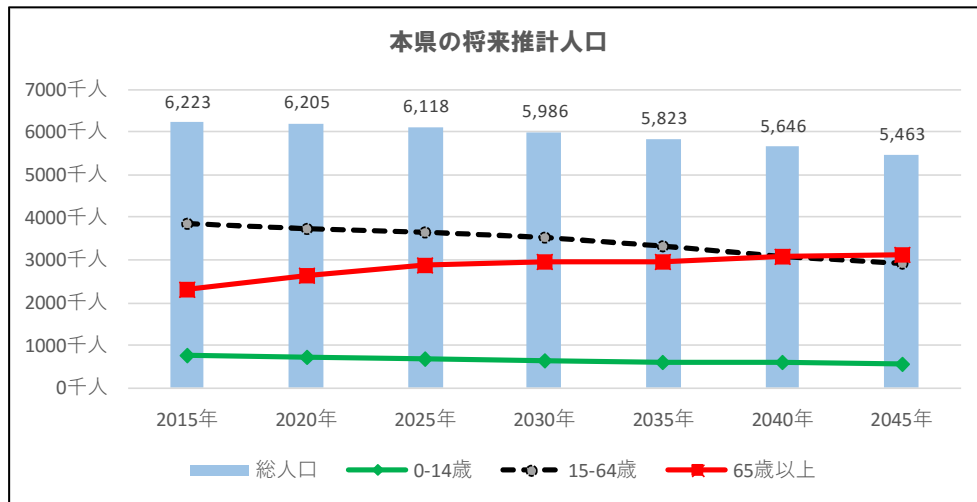


3 消防の将来見通し

(1) 人口の減少

国立社会保障・人口問題研究所の『日本の都道府県別将来推計人口（平成 30 年推計）』によると、本県の総人口は 2015 年以降も、減少傾向となることが予想されています。

また、本県での 65 歳以上人口は、2035 年には 50%を超えると推測されています。

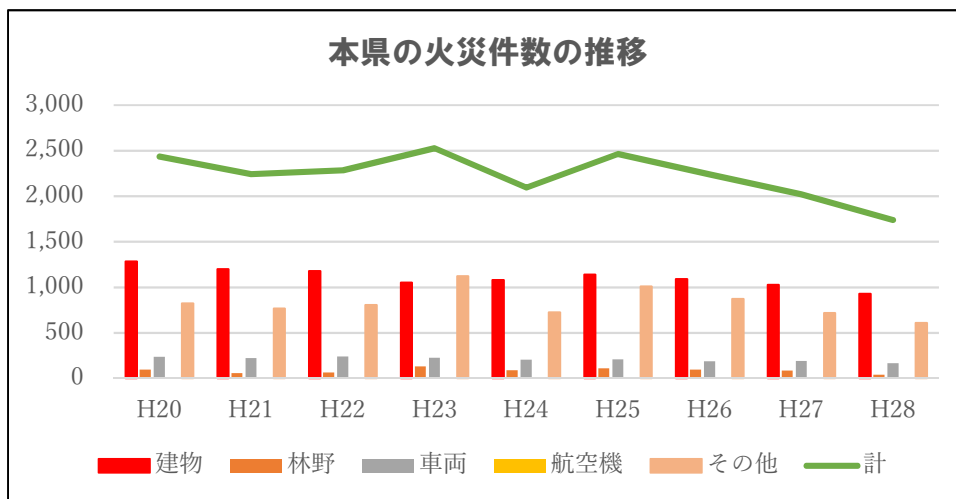


※2015年の国勢調査を基に、2045年までの30年間について推計

(2) 消防需要の変化

① 火災件数の推移

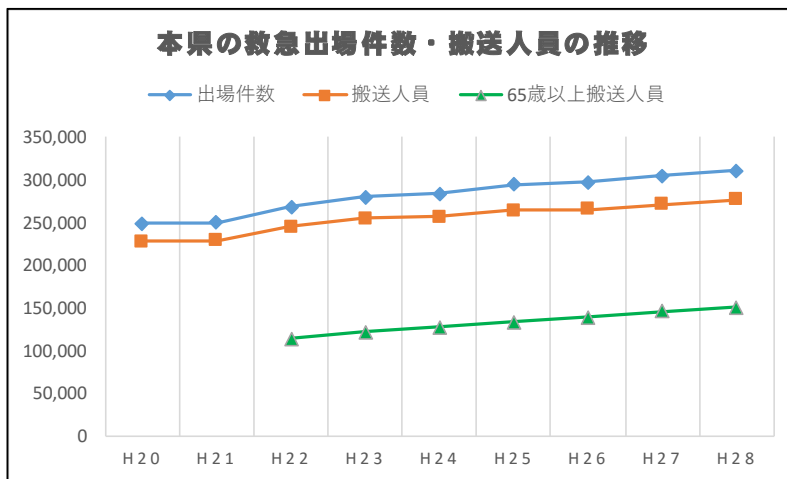
火災件数については、平成 20 年以降で約 2,000 件から 2,500 件の間で増減を繰り返しており、平成 28 年は 2,000 件を下回りました。顕著な増加減少傾向は見られませんが、火災種別については、年によって多少の変動はあるものの、建物火災が全体の 5 割前後、続いてその他火災が 3 割から 4 割前後を占めています。



資料：千葉県消防防災年報

②救急出場の増加

本県の平成 28 年中の救急出場件数は 310,602 件、救急搬送人員は 277,167 人であり、平成 20 年の救急出場件数 248,947 件、救急搬送人員 227,701 人と比較すると、各々約 1.25 倍、1.22 倍となっています。また、65 歳以上の高齢者の搬送人員も増加していることなどからも、救急需要の増加要因となっていることが伺えます。



出場件数、搬送人員 資料：千葉県消防防災年報

65 歳以上の搬送人員 資料：消防庁の救急・救助の現況

③救急業務の高度化

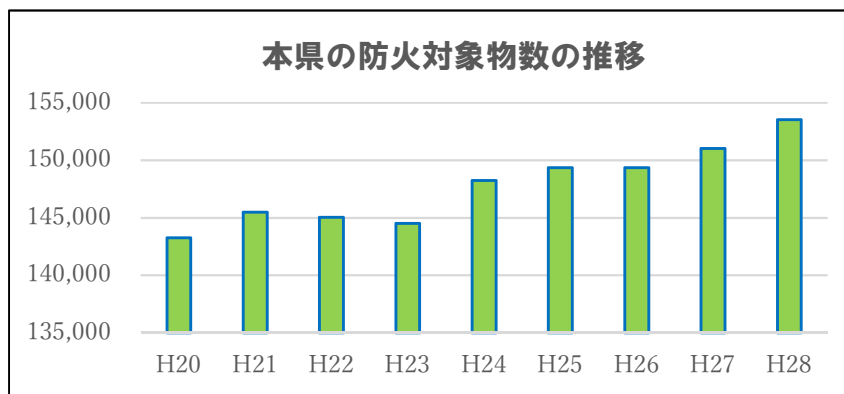
平成 28 年中の全国の救急自動車による救急出動件数は 6,209,964 件（前年比 155,149 件増）で過去最多となっています。

救急救命士については、平成 3 年以降、処置範囲が拡大し、心肺機能停止状態の傷病者に対する除細動をはじめ、気管挿管・薬剤投与、ビデオ硬性挿管用咽頭鏡の使用が認められたほか、平成 26 年 4 月から、重度傷病者に対する心肺機能停止前の静脈路確保及び輸液並びに血糖測定と低血糖発作時のブドウ糖溶液投与の処置が追加されるなど、救急業務の内容は高度化しています。

④予防業務の高度化

都市化の進展に伴う、建築物の複合化・高層化・大規模化等によって、様々な形態の防火対象物が出現しており、予防査察の対象となる防火対象物も増加傾向にあります。

また、火災原因調査は、火災予防の根幹をなす業務ですが、専門的な知識を有する職員の養成や専任化等による、火災原因調査体制の充実強化が求められています。



資料：千葉県消防防災年報

(3) 消防吏員の高齢化・若年化

本県の消防吏員の平均年齢は、平成 29 年 4 月 1 日現在 39.4 歳であり、平成 19 年 4 月 1 日現在の 41.5 歳と比較すると平均年齢は下がっているものの、41 歳以上が全体の約 49%であることから、今後、高齢化や大量退職が予想されることとあり、消防力の適切な水準を確保していくために検討すべき課題は非常に多くなっています。

特に、平成 29 年 4 月現在では 41 歳から 45 歳が多く、消防の将来見通しを考えると、この世代が大量退職していくことから、技術や経験を若い世代に伝承していくことが求められると考えています。

4 各消防（局）本部の考え方

消防力カードの主な意見

【各消防本部が抱える問題点】

- 人口減少、高齢化社会等の社会的環境の変化への対応
 - ・人口減少していく中で具体策が実施されないと高齢化率の上昇に伴う救急要請に対応不可
 - ・高齢者、一人暮らし、空き家の増加等による消防需要の増加が予測される
- 消防職員の高齢化（大量定年退職）
 - ・数年後には大量退職により、職員平均年齢は若返るが、救急救命士や運転免許等の資格問題、経験不足による災害活動等への対応が懸念される
- 施設維持管理等の消防力の充足率低下（不足）
 - ・施設や車両の老朽化による修理や整備件数が増加しているほか、庁舎整備計画が重要課題
 - ・少子高齢化進行に伴う財政負担増、緊急性の高い大規模事業計画等で、職員増は見込めない
 - ・異動先が少なく人事の硬直化が課題であると同時に中・長期研修時の人員確保等も困難
 - ・日勤業務人員が不足のため、日中で処理不能な業務を時間外で処理しておりワークライフバランスの均衡が崩れている状況
- 災害の多様化、大規模化への対応（署所の拡充・装備の充実・職員の教育）
 - ・鉄道高架化、市街地拡大、建物高層化、木造密集地域による災害の複雑多様化が考えられる
 - ・災害時に民間業者の資機材等が活用できるよう協定締結が必要であり、課題解決には効果的

【広域化に対する考え方】

- 共同指令単位、地域的、地理的、歴史的関係を考慮しての検討が望ましい
- 現計画（H20.2 策定）は市町村合併時のものなので新たな検討も必要
- 広域化（小規模消防本部を受け入れた）後の財政・業務等の負担軽減
- 消防事務の共同処理や共同指令センター運用に伴い、体制が確保できており広域化を進める予定なし

【その他】

- 救急需要等の増加や予防業務等への対応
- 消防団員の確保、資質向上
- 財政総額に対する消防費の維持・確保

第3 自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せ

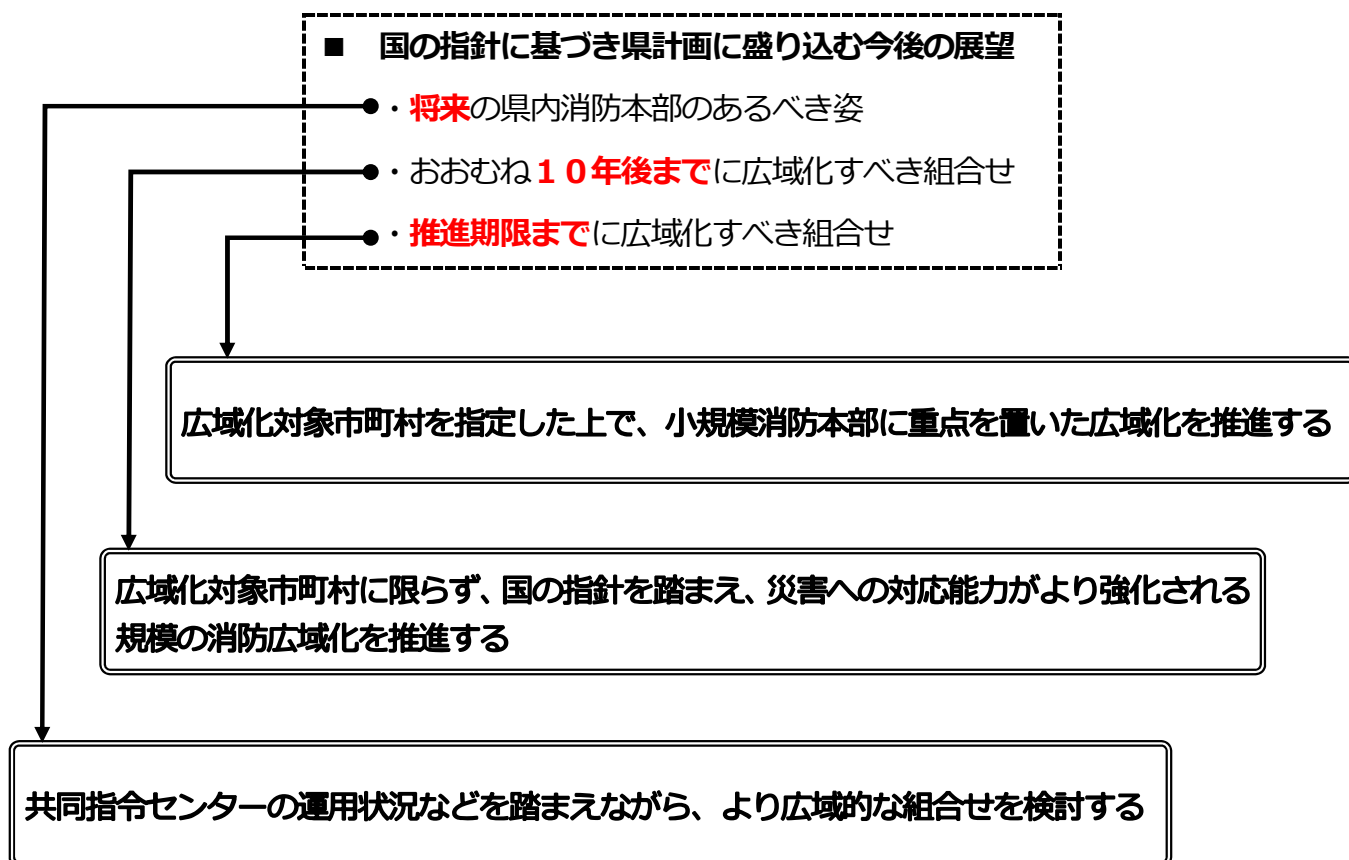
1 広域化推進の基本的方向

国の基本指針では、再策定する県の推進計画には「将来の県内消防本部のあるべき姿」、「おおむね10年後までに広域化すべき組合せ」、「推進期限までに広域化すべき組合せ」を定めることとされています。

本計画においては、この考えに基づき、段階的な広域化の展望を示すこととし、国の指針に基づく広域化の推進期限である平成36年4月1日までは、消防吏員数や管轄人口をもとに、広域化対象市町村を指定した上で、小規模消防本部に重点を置いた消防広域化を推進します。

また、おおむね10年後までに、広域化対象市町村に限らず、国の指針を踏まえ、災害への対応能力がより強化される規模の消防広域化を推進します。

さらに、将来の県内消防本部のあるべき姿としては、共同指令センターの運用状況などを踏まえながら、より広域的な組合せを検討します。



2 国の指針に基づく広域化対象市町村の考え方

国の指針では、消防吏員数と管轄人口をもとに規模の小さい消防本部を「広域化対象市町村」に指定することとされています。県内の消防本部のうち10団体が国の示した要件に該当します。

【国の指針に基づく広域化対象市町村の要件】

原則指定	特定小規模消防本部	・消防吏員数 50人以下
可能な限り指定	準特定小規模消防本部	・消防吏員数 100人以下
	小規模消防本部	・管轄人口 10万人未満

【国の指針に基づく広域化対象市町村の要件に該当する市町村（消防本部）】

市町村 (消防本部) 名	原則指定	可能な限り指定		
	特定小規模消防本部	準特定小規模消防本部 (H30 消防力カードより)	小規模消防本部 人口 (H27 国勢調査)	
対象市町村(消防本部)	銚子市	—	113 人 (116 人)	64,415 人
	旭市	—	119 人 (130 人)	66,586 人
	君津市	—	160 人 (160 人)	86,033 人
	富津市	—	90 人 (116 人)	45,601 人
	四街道市	—	115 人 (112 人)	89,245 人
	袖ヶ浦市	—	126 人 (135 人)	60,952 人
	富里市	—	81 人 (82 人)	49,636 人
	栄町	45 人 (55 人)	—	21,228 人
	匝瑳市横芝光町	—	108 人 (110 人)	61,023 人
	夷隅郡市	—	180 人 (180 人)	75,000 人

※消防吏員数の () は条例定数 資料：平成 29 年版千葉県消防防災年報

※人口 資料：平成 27 年国勢調査 (総務省統計局)

3 広域化対象市町村と重点地域の指定

前記の広域化対象市町村の要件に該当する市町村については、今後、消防広域化を検討すべきものとして、広域化対象市町村に指定します。

各地域における広域化協議の開始に向け、広域化対象として指定した市町村に隣接する地域を基本とし、協議開始のきっかけとなる場（会議・説明会等）を設定します。

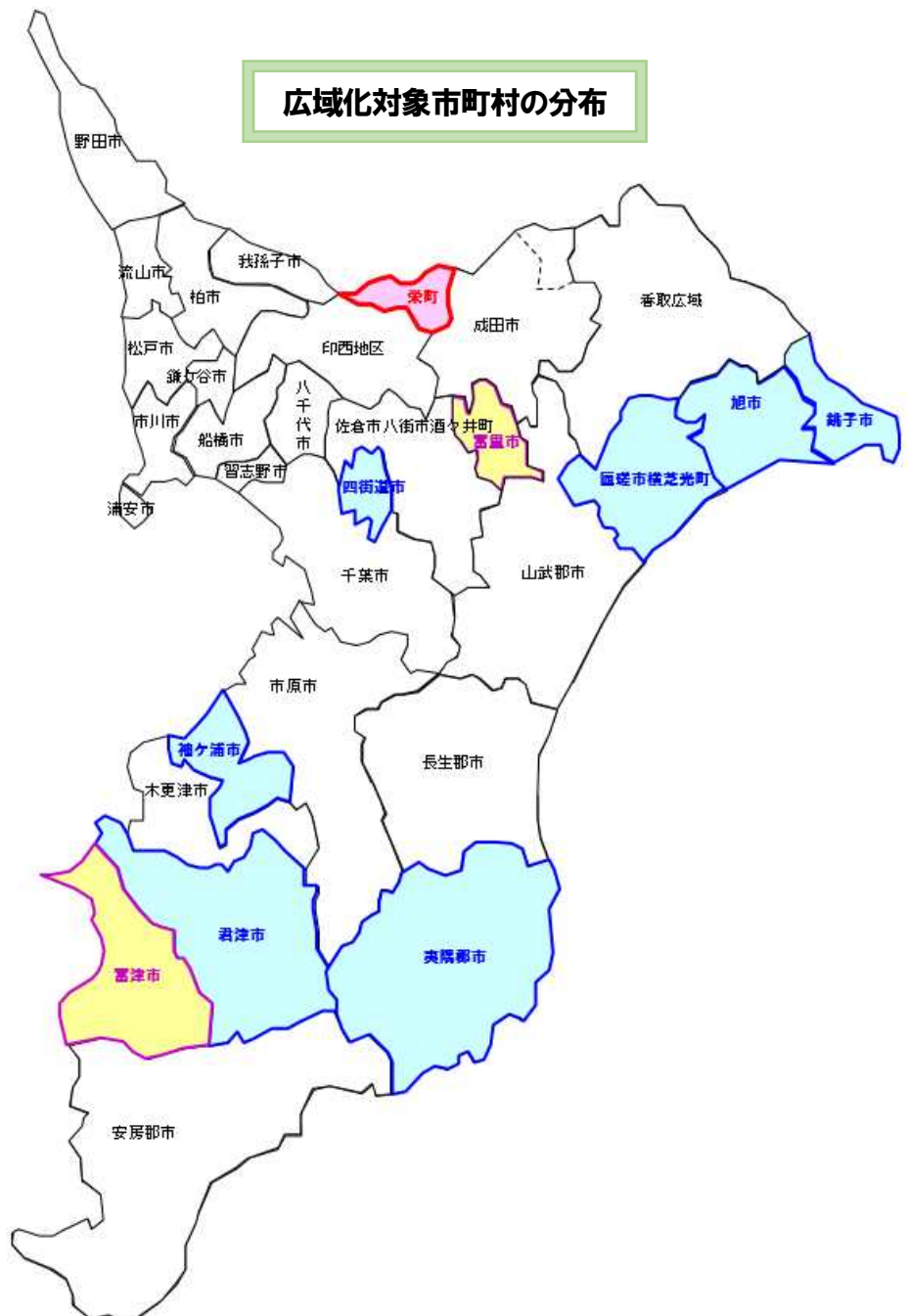
その後、関係する市町村相互の協議状況により、必要に応じて調整を図るなど、広域化に向けた取組を支援します。

広域化の気運が高まり、協議会等の設置など具体的な取組が進んだ地域を「広域化重点地域」として指定します。

《広域化対象市町村》

栄町
富津市
富里市
銚子市
旭市
君津市
四街道市
袖ヶ浦市
匝瑳市横芝光町 構成市町：匝瑳市・横芝光町
夷隅郡市 構成市町：勝浦市・いすみ市 大多喜町・御宿町

広域化対象市町村の分布



【広域化協議の開始に向けた道程】

本計画に基づく県の取組

STEP 1	広域化対象として指定した市町村に隣接する地域を基本とし、協議開始のきっかけとなる場（会議・説明会等）を設定
↓	
STEP 2	関係する市町村相互の協議状況に応じ、必要となる調整を実施
↓	
STEP 3	広域化の気運が高まり、協議会等の設置など、具体的な取組が進んだ地域を広域化重点地域として指定

【広域化重点地域の指定について】

広域化重点地域指定については、広域化対象として指定した市町村と、そこに隣接、関係する市町村との間で協議が開始されるなど、取組状況を踏まえ広域化重点地域に指定します。

また、広域化対象市町村に限らず、具体的な取組状況を踏まえ広域化重点地域に指定します。

広域化重点地域に指定した場合は、本計画を改訂し位置付けます。

◀国の広域化重点地域に対する財政措置▶・・・広域化重点地域に指定された市町村に限る

■消防署所等の整備 [緊急防災・減災事業債]

- ・広域消防運営計画に基づき、必要となる消防署所等の増改築
(一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。また、再配置が必要と位置付けられた消防署所等の新築を含む)
- ・統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築

■高機能消防指令センターの整備 [緊急防災・減災事業債]

- ・広域消防運営計画等に基づき整備する高機能消防指令センター（指令装置等）

■消防用車両等の整備 [緊急防災・減災事業債]

- ・広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備

[緊急防災・減災事業債]

- 対象事業
地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業などの地方単独事業等を対象
- 財政措置
 - ・地方債充当率 100%
 - ・交付税算入率 70%
- 事業年度
平成32年度まで

4 対象市町村と広域化協議を検討する地域

(1) 特定小規模消防本部、準特定小規模消防本部

広域化対象市町村のうち、特定小規模消防本部、準特定小規模消防本部については、早期に広域化に取り組む必要があることから、対象市町村と隣接またはつながりを考慮し、広域化協議を検討する地域について複数パターンを示します。

このパターンは、広域化の枠組みとなる組合せを示すものではなく、広域化検討の可能性のある地域を提示するものです。

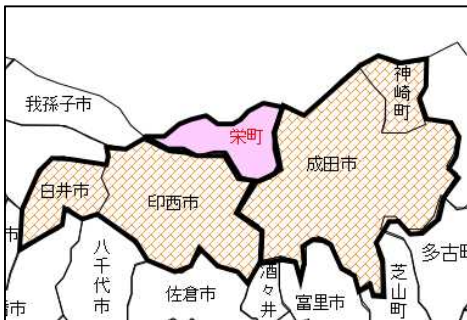
パターンにとらわれることなく、地域の実情に応じ、広域化に向けた具体的な協議の開始が望まれます。

【栄町：特定小規模消防本部】

・管轄人口 資料：平成27年国勢調査(総務省統計局)
 ・消防吏員 資料：平成30年度消防力カード

・パターン1

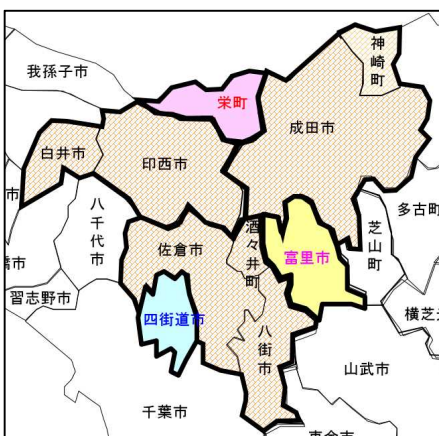
隣接する地域



構成地域	面積	管轄人口		消防吏員	
栄町	32.5 km ²	21,228人		45人	
成田市	233.7 km ²	137,323人	成田市	131,190人	250人
			神崎町	6,133人	
印西地区	159.3 km ²	154,344人	印西市	92,670人	256人
			白井市	61,674人	

・パターン2

印旛郡市

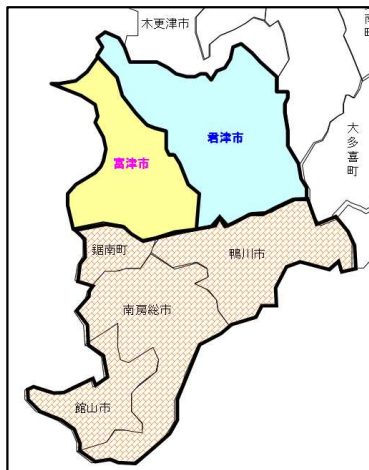


構成地域	面積	管轄人口		消防吏員	
栄町	32.5 km ²	21,228人		45人	
成田市	233.7 km ²	137,323人	成田市	131,190人	250人
			神崎町	6,133人	
四街道市	34.5 km ²	89,245人		115人	
富里市	53.9 km ²	49,636人		81人	
佐倉市八街市 酒々井町	197.6 km ²	264,428人	佐倉市	172,739人	384人
			八街市	70,734人	
			酒々井町	20,955人	
印西地区	159.3 km ²	154,344人	印西市	92,670人	256人
			白井市	61,674人	

【富津市：準特定小規模消防本部】

・パターン1

隣接する地域



構成地域	面積	管轄人口		消防吏員	
富津市	205.5 km ²	45,601 人		90 人	
君津市	318.8 km ²	86,033 人		160 人	
安房郡市	576.5 km ²	128,451 人	館山市	47,464 人	264 人
			鴨川市	33,932 人	
			南房総市	39,033 人	
			鋸南町	8,022 人	

・パターン2

君津4市

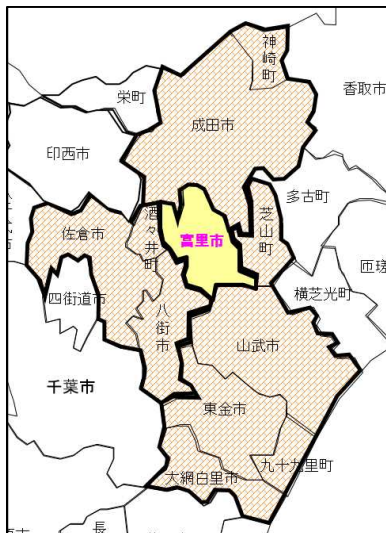


構成地域	面積	管轄人口	消防吏員
富津市	205.5 km ²	45,601 人	90 人
木更津市	139.0 km ²	134,141 人	189 人
君津市	318.8 km ²	86,033 人	160 人
袖ヶ浦市	94.9 km ²	60,952 人	126 人

【富里市：準特定小規模消防本部】

・パターン1

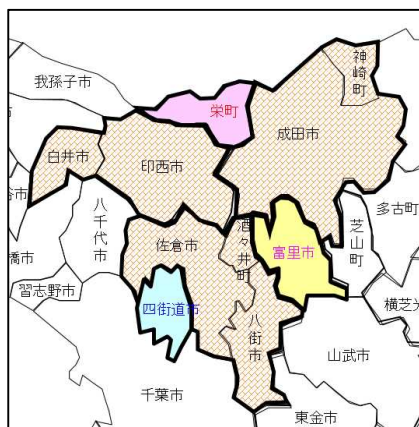
隣接する地域



構成地域	面積	管轄人口		消防吏員
富里市	53.9 km ²	49,636 人		81 人
成田市	233.7 km ²	137,323 人	成田市 131,190 人 神崎町 6,133 人	250 人
佐倉市八街市 酒々井町	197.6 km ²	264,428 人	佐倉市 172,739 人 八街市 70,734 人 酒々井町 20,955 人	384 人
山武郡市	361.7 km ²	185,999 人	東金市 60,652 人 山武市 52,222 人 大網白里市 49,184 人 九十九里町 16,510 人 芝山町 7,431 人	274 人

・パターン2

印旛郡市



構成地域	面積	管轄人口		消防吏員
富里市	53.9 km ²	49,636 人		81 人
成田市	233.7 km ²	137,323 人	成田市 131,190 人 神崎町 6,133 人	250 人
四街道市	34.5 km ²	89,245 人		115 人
栄町	32.5 km ²	21,228 人		45 人
佐倉市八街市 酒々井町	197.6 km ²	264,428 人	佐倉市 172,739 人 八街市 70,734 人 酒々井町 20,955 人	384 人
印西地区	159.3 km ²	154,344 人	印西市 92,670 人 白井市 61,674 人	256 人

(2) 小規模消防本部

広域化対象市町村のうち、管轄人口10万人未満の小規模消防本部7消防本部（11市町）については、将来を見据えて消防広域化を進めることが期待されます。

本計画では、隣接する地域（市町村）を示すこととし、今後、地域において組合せ等の具体的な検討を進めることが望まれます。

【銚子市：小規模消防本部】

隣接する地域

構成地域	面積	管轄人口		消防吏員	
銚子市	84.2 km ²	64,415 人		113 人	
旭市	130.5 km ²	66,586 人		119 人	
香取広域	381.4 km ²	106,375 人	香取市	77,499 人	209 人
			多古町	14,724 人	
			東庄町	14,152 人	

【旭市：小規模消防本部】

隣接する地域

構成地域	面積	管轄人口		消防吏員	
旭市	130.5 km ²	66,586 人		119 人	
銚子市	84.2 km ²	64,415 人		113 人	
匝瑳市横芝光町	168.5 km ²	61,023 人	匝瑳市	37,261 人	108 人
			横芝光町	23,762 人	
香取広域	381.4 km ²	106,375 人	香取市	77,499 人	209 人
			多古町	14,724 人	
			東庄町	14,152 人	

【君津市：小規模消防本部】

隣接する地域

構成地域	面積	管轄人口		消防吏員	
君津市	318.8 km ²	86,033 人		160 人	
木更津市	139.0 km ²	134,141 人		189 人	
市原市	368.2 km ²	274,656 人		375 人	
富津市	205.5 km ²	45,601 人		90 人	
安房郡市	576.5 km ²	128,451 人	館山市	47,464 人	264 人
			鴨川市	33,932 人	
			南房総市	39,033 人	
			鋸南町	8,022 人	
夷隅郡市	406.2 km ²	75,000 人	勝浦市	19,248 人	180 人
			いすみ市	38,594 人	
			大多喜町	9,843 人	
			御宿町	7,315 人	

【四街道市：小規模消防本部】

隣接する地域

構成地域	面積	管轄人口		消防吏員	
四街道市	34.5 km ²	89,245 人		115 人	
千葉市	271.8 km ²	971,882 人		998 人	
佐倉市八街市 酒々井町	197.6 km ²	264,428 人	佐倉市	172,739 人	384 人
			八街市	70,734 人	
			酒々井町	20,955 人	

【袖ヶ浦市：小規模消防本部】

隣接する地域

構成地域	面積	管轄人口	消防吏員
袖ヶ浦市	94.9 km ²	60,952 人	126 人
木更津市	139.0 km ²	134,141 人	189 人
市原市	368.2 km ²	274,656 人	375 人

【匝瑳市横芝光町：小規模消防本部】

隣接する地域

構成地域	面積	管轄人口		消防吏員	
匝瑳市横芝光町	168.5 km ²	61,023 人	匝瑳市	37,261 人	108 人
			横芝光町	23,762 人	
旭市	130.5 km ²	66,586 人			119 人
山武郡市	361.7 km ²	185,999 人	東金市	60,652 人	274 人
			山武市	52,222 人	
			大網白里市	49,184 人	
			九十九里町	16,510 人	
			芝山町	7,431 人	
香取広域	381.4 km ²	106,375 人	香取市	77,499 人	209 人
			多古町	14,724 人	
			東庄町	14,152 人	

【夷隅郡市：小規模消防本部】

隣接する地域

構成地域	面積	管轄人口		消防吏員	
夷隅郡市	406.2 km ²	75,000 人	勝浦市	19,248 人	180 人
			いすみ市	38,594 人	
			大多喜町	9,843 人	
			御宿町	7,315 人	
市原市	368.2 km ²	274,656 人			375 人
君津市	318.8 km ²	86,033 人			160 人
安房郡市	576.5 km ²	128,451 人	館山市	47,464 人	264 人
			鴨川市	33,932 人	
			南房総市	39,033 人	
			鋸南町	8,022 人	
長生郡市	326.9 km ²	149,728 人	茂原市	89,688 人	232 人
			一宮町	11,767 人	
			睦沢町	7,222 人	
			長生村	14,359 人	
			白子町	11,149 人	
			長柄町	7,337 人	
			長南町	8,206 人	

第4 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置

1 広域化を推進するための体制の整備

消防広域化は市町村の自主的な取組により達成されるべきものですが、千葉県消防広域化推進計画に基づく消防広域化の推進のため、県として積極的に支援していきます。

また、平成30年10月9日に制定した「千葉県消防広域化推進検討委員会設置要綱」に基づき、「千葉県消防広域化推進検討委員会」を継続し、本計画の円滑な推進と進行管理を行ってまいります。

2 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等

広く住民や関係者に対して、本県の消防広域化を広報啓発していくにあたっては、県民だよりや県ホームページ等による県の広報媒体を使用するほか、機会を捉えて広報啓発に努めます。

3 市町村への県の支援等

広域化対象市町村が広域消防運営計画を策定するための、協議会等については、要請があれば県として積極的に参画していきます。

さらに、国に対して消防広域化に係る支援策の更なる充実を求めていくほか、消防広域化に関する調査研究は継続して行います。

また、消防組織法第33条第4項の規定により、広域化対象市町村から求めがあれば、市町村相互間における必要な調整を行うものとします。具体的には、広域消防運営計画を策定するための、協議会等の立ち上げや運営等について協力していくほか、広域化対象市町村間の広域化に関する事項についての仲介、連絡調整を行う等、関係市町村間の合意形成のために積極的に調整を行うものとします。

なお、同法第38条の規定に基づき、広域化対象市町村に対し、市町村の消防の広域化に関する協議の推進に関し必要な措置を講じなければならない旨を勧告することも考えられますが、県はあくまで、自主的な市町村の消防の広域化を推進するものであり、勧告の実施は慎重に対処します。

ただし、地域からの要請があるなど、特に必要と認められる場合は、活用を検討していきます。

第5 広域化後の消防の円滑な運営の確保

1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが特に重要です。

2 構成市町村等間関係

市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合（以下、「組合」という。）又は事務委託により行われることとなりますが、それぞれの特徴を十分認識した上で、構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下、「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有が円滑に行われるよう、構成市町村等の協議により広域化の手法を選択することが必要です。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であり、そのための方策として、例えば以下のような事項については、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることが有効です。

（1）組合方式による場合

- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
- ⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

（2）事務委託方式による場合

- ① 委託料に係る基本的なルール
- ② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが密接に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

4 広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画に定めることが重要です。

第6 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針第35条に基づき、特段の事情がある場合を除いて、一市町村に一団を置くこととなります。

このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との密接な連携の確保を図る必要があります。具体的には次のような方策が考えられます。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のため、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

市町村の防災や国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要であります。このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図る必要があります。具体的には次のような方策が考えられます。

- ① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保

以上の点を踏まえ、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際に、これらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画に定めることが重要です。

消防本部別 管轄人口・面積・消防署所・吏員数

消防本部 構成・委託団体	人口 (人)	面積 (km ²)	消防署	出張所	消防吏員
千葉市	971,882	271.76	6	18	998
銚子市	64,415	84.19	1	3	113
市川市	481,732	57.45	4	7	510
船橋市	622,890	85.62	3	10	641
木更津市	134,141	138.95	1	6	189
松戸市	483,480	61.38	10	0	501
野田市	153,583	103.55	1	5	172
成田市	137,323	233.74	4	4	250
成田市	131,190	213.84	—	—	—
神崎町	6,133	19.90	—	—	—
旭市	66,586	130.45	1	3	119
習志野市	167,909	20.97	2	3	216
柏市	413,954	114.74	4	7	498
市原市	274,656	368.17	6	3	375
流山市	174,373	35.32	4	0	191
八千代市	193,152	51.39	2	3	215
我孫子市	131,606	43.15	2	2	156
鎌ヶ谷市	108,917	21.08	3	0	152
君津市	86,033	318.81	1	3	160
富津市	45,601	205.53	1	1	90
浦安市	164,024	17.30	1	3	196
四街道市	89,245	34.52	1	2	115
袖ヶ浦市	60,952	94.93	3	0	126
富里市	49,636	53.88	1	1	81
栄町	21,228	32.51	1	0	45
安房郡市広域市町村圏事務組合	128,451	576.62	2	10	264
館山市	47,464	110.15	—	—	—
鴨川市	33,932	191.14	—	—	—
南房総市	39,033	230.14	—	—	—
鋸南町	8,022	45.19	—	—	—
長生郡市広域市町村圏組合	149,728	326.89	4	4	232
茂原市	89,688	99.92	—	—	—
一宮町	11,767	22.97	—	—	—
睦沢町	7,222	35.59	—	—	—
長生村	14,359	28.29	—	—	—
白子町	11,149	27.50	—	—	—
長柄町	7,337	47.11	—	—	—
長南町	8,206	65.51	—	—	—
匝瑺市横芝光町消防組合	61,023	168.53	2	1	108
匝瑺市	37,261	101.52	—	—	—
横芝光町	23,762	67.01	—	—	—
山武郡市広域行政組合	185,999	361.66	3	4	274
東金市	60,652	89.12	—	—	—
山武市	52,222	146.77	—	—	—
大網白里市	49,184	58.08	—	—	—
九十九里町	16,510	24.45	—	—	—
芝山町	7,431	43.24	—	—	—
香取広域市町村圏事務組合	106,375	381.40	2	5	209
香取市	77,499	262.35	—	—	—
多古町	14,724	72.80	—	—	—
東庄町	14,152	46.25	—	—	—
佐倉市八街市酒々井町消防組合	264,428	197.64	4	5	384
佐倉市	172,739	103.69	—	—	—
八街市	70,734	74.94	—	—	—
酒々井町	20,955	19.01	—	—	—
印西地区消防組合	154,344	159.27	7	0	256
印西市	92,670	123.79	—	—	—
白井市	61,674	35.48	—	—	—
夷隅郡市広域市町村圏事務組合	75,000	406.13	2	4	180
勝浦市	19,248	93.96	—	—	—
いすみ市	38,594	157.44	—	—	—
大多喜町	9,843	129.87	—	—	—
御宿町	7,315	24.86	—	—	—
計	6,222,666	5157.65	89	117	8,016

人口、面積 資料：平成27年国勢調査（総務省統計局）
消防署所、消防吏員数 資料：平成30年度消防力カード

■ 基本指針の一部改正後の本県の状況

- 平成 30 年 4 月 16 日 消防庁主催の都道府県担当者を対象とした説明会参加
- 平成 30 年 4 月 18 日 県消防課主催の市町村・消防本部担当者への説明会開催
- 平成 30 年 4 月 25 日 市町村・消防本部（局）防災担当課長会議にて説明
- 平成 30 年 5 月 18 日 市町村財政担当部課長会議にて説明
- 平成 30 年 5 月 30 日 市町村企画担当部課長会議にて説明
- 平成 30 年 7 月 25 日 総務省消防庁に「消防力カード」提出
- 平成 30 年 10 月 9 日 「千葉県消防広域化推進検討委員会設置要綱」制定
- 平成 30 年 10 月 31 日 「第 1 回千葉県消防広域化推進検討委員会」開催
- 平成 30 年 11 月 20 日 「第 2 回千葉県消防広域化推進検討委員会」開催
- 平成 31 年 1 月 21 日 「第 3 回千葉県消防広域化推進検討委員会」開催

千葉県消防広域化推進検討委員会 委員名簿

1	会長	防災危機管理部長	石川 徹
2	委員	千葉市消防局長	石塚 正徳
3	〃	船橋市消防局長	高橋 聡
4	〃	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	豊田 光弘
5	〃	山武郡市広域行政組合消防長	秋葉 誠二
6	〃	松戸市消防局長	島本 幸夫
7	〃	市原市総務部長	鈴木 昌武
8	〃	御宿町総務課長	大竹 伸弘
9	〃	総務部市町村課長	石切山 真孝
10	〃	防災危機管理部消防課長	添谷 進